

【市第 38 号議案関連資料（横浜市保育所条例の一部改正）】

市立保育所の民間移管について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するため、平成 21 年 4 月 1 日に、市立保育所 4 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 4 園を条例の別表から除きます。

（民間移管する 4 園）

横浜市駒 岡保育園（鶴見区）

横浜市六ツ川保育園（南 区）

横浜市洋光台保育園（磯子区）

横浜市青 砥保育園（緑 区）

2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 有償譲渡

移管先 認可保育所を運営している社会福祉法人

3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「3 歳児以上の主食の提供」、「土曜日の給食の提供」、「保育時間の延長」、「一時保育※」を行います。

※六ツ川保育園、青砥保育園では既に一時保育を実施しております。（ただし六ツ川保育園は 3 歳児緊急のみ）

4 保護者への説明

平成 19 年 10 月の公表後、当該保育所 4 園の保護者に対して説明会や法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会などを実施しました。

5 法人選定

平成 20 年 5 月に移管先法人を募集し、応募のあった法人について学識経験者、市民等からなる法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育園の実地調査、施設長予定者等の面接等を通じて選考を行い、この結果を受けて 8 月に決定いたしました。

横浜市駒 岡保育園（鶴見区） 「社会福祉法人 鶴見乳幼児福祉センター」

横浜市六ツ川保育園（南 区） 「社会福祉法人 風の遊育舎」

横浜市洋光台保育園（磯子区） 「社会福祉法人 横浜悠久会」

横浜市青 砥保育園（緑 区） 「社会福祉法人 博栄福祉会」

6 今後の予定

平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月 引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施
平成 21 年 4 月 移管先法人による運営開始

平成21年度移管予定園 移管先法人概要

★駒岡保育園(鶴見区)

移管先法人名	鶴見乳幼児福祉センター
法人所在地	横浜市鶴見区鶴見1-3-16
法人設立年月日	昭和33年4月23日
法人理事長名	佐藤 信男
法人運営保育園	鶴見乳幼児福祉センター保育園

★六ツ川保育園(南区)

移管先法人名	風の遊育舎
法人所在地	秋田県秋田市土崎港西3-7-18
法人設立年月日	平成15年3月28日
法人理事長名	澤口 勇人
法人運営保育園	あきたチャイルド園

★洋光台保育園(磯子区)

移管先法人名	横浜悠久会
法人所在地	横浜市保土ヶ谷区西久保町114-250
法人設立年月日	平成18年2月13日
法人理事長名	千田 惣一
法人運営保育園	昴保育園

★青砥保育園(緑区)

移管先法人名	博栄福祉会
法人所在地	座間市東原1-6-30
法人設立年月日	昭和56年3月16日
法人理事長名	吉川 昇
法人運営保育園	栗の実保育園